

発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する 大分県木材協同連合会の自主行動規範

大分県木材協同組合連合会
制定 平成25年2月1日
改正 令和7年1月31日

再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく平成29年3月14日付け経済産業省告示第35号（以下「告示」という。）第6条において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格が定められ、木質バイオマスについても、告示の表第12号に掲げる「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）」（以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第13号に掲げる「木質バイオマス」（以下「一般木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第14号に掲げる「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められているところである。

この区分の下では、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスについて適切な識別・証明が行われなければ、調達価格が適正に適用されない事態が懸念されることとあり、また、木質バイオマスについては、間伐材等で多くの未利用材が発生している一方で、既に相当量が製材、合板、木質ボード、製紙用等に供されていることから、これら既存利用に影響を及ぼさない発電利用が求められている。

このようなことを踏まえ、大分県木材協同組合連合会（以下「当団体」という。）は、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度（FIT・FIP制度）により、発電利用に供する木質バイオマスについて、円滑、かつ、秩序をもって供給されることに資するよう自主行動規範を制定し、ここに公表する。

また、令和4年度以降のFIT・FIP認定案件（1,000kW以上）については、ライフサイクルGHGの基準が適用されることとあり、発電事業者によるGHGの算定に必要な情報が適切に収集・管理・伝達されるよう、国内で発生する木質バイオマスの供給者が取り組むべき事項についても併せて定めるものとする。

（国、県、市町村、他団体との連携）

- 1 当団体は、国、県、市町村が取り組む木質バイオマスの発電利用対策について積極的に協力するとともに、他の木材産業関係団体との連携を図るものとする。

（木質バイオマスの証明のための事業者の認定）

- 2 林野庁が平成24年6月18日に策定、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示された業界団体の評価・認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、別途「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」を定め、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定を行い、発電利用に供される木質バイオマスの供給に努めるものとする。

また、国内木質バイオマスを使用した発電案件のライフサイクルGHGの算定に必要な情報の収集・管理・伝達の取組についても、事業者の申請に基づき認定を行うものとする。

（既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進）

- 3 当団体は、発電利用に供する木質バイオマスの利用に当たっては、既存利用に影響を及ぼさないよう配慮しながら推進することに努めるものとする。

（情報の公開）

- 4 当団体は、本行動規範に基づく取組状況の概要をホームページ等で公表する。

附則：本行動規範は、平成25年2月12日に公表する。

附則：本行動規範は、令和7年1月31日に公表する。